

委 託 業 務 処 理 要 領

1 調査主題

新しい北海道総合計画の策定に係る道民意向調査

2 調査の目的

北海道の現状や将来への展望などについて、道民の皆様がどのように受け止めているかを調査し、道政の基本的な方向を総合的に示す北海道総合計画の策定に反映する。

3 調査の方法

郵送（往復）による調査 ※標本数 1,500

4 委託業務の内容

- (1) 調査対象者の抽出
- (2) 調査票の作成、印刷、発送
- (3) 調査票の回収・確認
- (4) お礼状兼督促状の印刷、発送
- (5) 調査結果の集計・解析
- (6) 調査報告書の作成
- (7) 回収済み調査票及び抽出名簿等の廃棄

5 調査対象者の抽出業務について

- (1) 地 域 北海道全域
- (2) 調査対象 道内に居住する満 18 歳以上の個人
- (3) 標 本 数 1,500
- (4) 地 点 数 150 地点
- (5) 抽出方法 層化二段無作為抽出法（抽出名簿：住民基本台帳）

6 調査票の作成等について

- (1) 調査票等の内訳
 - ア 挨拶文（A4 版）
 - イ 調査票（A4 版冊子／12 ページ程度）
 - ウ 調査票回収用封筒（長形 3 号）
 - エ お礼状兼督促状（はがき）
- (2) 調査票等の作成について
 - ア 「挨拶文」は「北海道知事名」で作成し、「お礼状兼督促状」は「北海道総合政策部計画局計画推進課長名」で作成すること。
 - イ 「調査票」の設問及び「挨拶文及びお礼状兼督促状」の内容は、別途指示する。

ウ 「調査票回収用封筒」の宛先は受託者とする。

(3) 印刷について

調査票等は、内容の承認を受けた後、印刷すること。

(4) 発送について

ア 調査対象者全員に、「挨拶文」、「調査票」、「調査票回収用封筒」を同封し発送すること。

イ 調査票等の発送に必要な封筒（角形2号）は、北海道が提供する。

※ 受託者において、封筒に「道民意向調査在中」と記載すること。

ウ 「お礼状兼督促状」は、「調査票」回収期限前に、調査対象者全員に送付すること。

7 調査票の回収について

「調査票」の回収は、日本郵便株式会社の料金受取人払制度を利用し、当制度の申請は受託者が実施すること。

8 調査票の集計・解析について

「調査票」の集計・解析は、設問項目ごとに別途指示するとおりに実施すること。また、速報値を令和5年（2023年）9月29日（金）までに報告すること。

9 調査報告書の作成について

調査結果に関する報告書5部及び調査結果データを保存した「CD-R」一式を成果品とし、委託者に提出すること。

10 回収済み「調査票」及び抽出名簿等の廃棄業務について

受託者は、回収済み「調査票」及び抽出名簿等は、成果品の引き渡し後に廃棄処分し、「廃棄業務完了報告書」（別紙1）及び「廃棄処理証明書」を委託者に提出すること。

11 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに「業務処理計画書」を提出すること。なお、「業務処理計画」を変更する場合は、速やかに「業務担当員」と協議すること。
- (2) 受託者は、業務完了後、速やかに「調査業務完了報告書」（別紙2）を委託者に提出すること。
- (3) 住民基本台帳閲覧に要する経費、調査票及びお礼状兼督促状の発送費、調査票の回収費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、業務によって知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報取扱特記事項」（別紙3）を遵守すること。
- (5) 受託者は、調査を進めるに当たって不明な点が生じた時は、北海道と協議を行い、調査の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (6) 委託者は、受託者に対し、必要に応じて調査状況等について、報告を求めることができるものとする。